

外貨建マネー・マーケット・ファンド

米ドル・ポートフォリオ(米ドル建)
英ポンド・ポートフォリオ(英ポンド建)

ルクセンブルグ籍オープン・エンド契約型外国投資信託

運用報告書(全体版)

作成対象期間: 第18期(2014年11月1日~2015年10月31日)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。
さて、外貨建マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」といい、トラストのサブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオおよび英ポンド・ポートフォリオを個別にまたは総称して「ファンド」といいます。)は、このたび、第18期(以下「当期」ということがあります。)の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。
今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド契約型外国投資信託(米ドル建/英ポンド建)
信託期間	無期限 なお、米ドル・ポートフォリオは1997年10月9日に、英ポンド・ポートフォリオは1998年8月13日に運用が開始されました。
運用方針	各ファンドは、質の高い証券および金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、安定した収益を追求することを目的とします。
主要投資対象	基準通貨建ての政府証券、政府機関証券、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、譲渡可能定期預金証券、定期預金証券および買戻し条件付契約(現先契約)等の短期債券および証券等です。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">●各ファンドのために、各ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の発行する有価証券を保有することとなるような投資を行うことはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、または欧州連合の、地域的もしくは世界的公的国際機関が発行または保証する有価証券には適用されません。●各ファンドの純資産総額の5%を超えてオープン・エンド型の会社型投資信託の株式または契約型投資信託の受益証券に投資を行うことはできません。●有価証券の空売りを行わずまたはショート・ポジションを保有しません。●各ファンドのために借入れを行う場合、その総額が、各ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてのみ行うことができます。●各ファンドのために、公認の証券取引所または他の規制ある市場において取引されていない有価証券に各ファンドの純資産総額の10%を超えて投資することはできません。 ※上記の投資制限は、各ファンドの純資産に対するものです。
ファンドの運用方法	法定の償還日までの残存期間が、397日を超えない証券および証券のみに投資します。ポートフォリオ全体の証券および証券の加重平均残存期間は、60日を超えません。ポートフォリオ全体の証券および証券の加重平均残存年限は、120日を越えません。買戻請求に適切に対応するため、資産の一定割合を翌日満期の形で保有します。通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有します。 管理会社は1口当たりの純資産価格を0.01米ドル(米ドル・ポートフォリオ)/0.01英ポンド(英ポンド・ポートフォリオ)に維持するよう最善を尽くします。
分配方針	1口当たりの純資産価格を0.01米ドル(米ドル・ポートフォリオ)/0.01英ポンド(英ポンド・ポートフォリオ)に維持するために必要な額の分配を日々行う予定です。 毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日(当日を含みます。)までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、源泉税等を控除後、自動的に再投資されます。 ※分配の結果、トラストの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低限を下回るような場合には、分配を行うことができません。

管理会社

ジャパン・ファンド・マネジメント
(ルクセンブルグ) エス・エイ

代行協会員

みずほ証券株式会社

目次

	頁
I. 運用の経過および運用状況の推移等	1
II. 運用実績	6
III. 純資産額計算書	16
IV. ファンドの経理状況	17
V. お知らせ	37

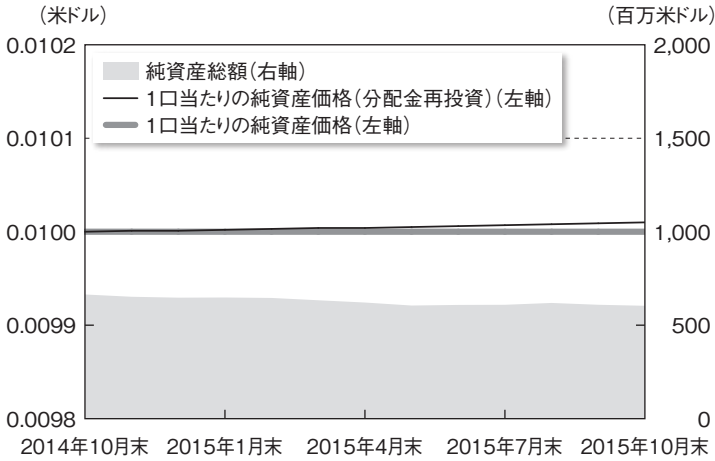
(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびスターリング・ポンド(以下「英ポンド」といいます。)の円貨換算は、平成28年1月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場(同日午後零時30分頃公表)の仲値(1米ドル=120.87円および1英ポンド=173.57円)によります。

I. 運用の経過および運用状況の推移等

(1) 当期の運用経過および今後の運用方針

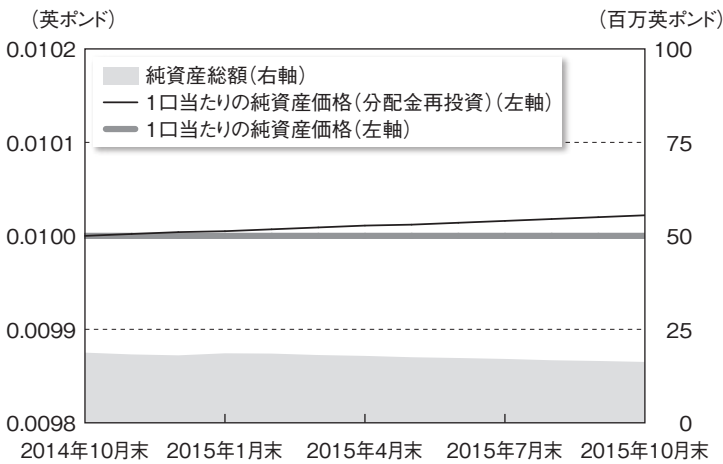
■当期の1口当たりの純資産価格等の推移について

米ドル・ポートフォリオ



第17期末の1口当たりの純資産価格	0.01米ドル
第18期末の1口当たりの純資産価格	0.01米ドル (分配金額: 0.00000997米ドル)
騰落率	0.099745%

英ポンド・ポートフォリオ



第17期末の1口当たりの純資産価格	0.01英ポンド
第18期末の1口当たりの純資産価格	0.01英ポンド (分配金額: 0.00002190英ポンド)
騰落率	0.219220%

(注1) 1口当たりの純資産価格(分配金再投資)は、税引前の分配金をファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。

(注2) 1口当たりの純資産価格(分配金再投資)は、第17期末の1口当たりの純資産価格を起点として計算しています。

(注3) 分配金額は、各会計年度における月次分配金(税引前)の単純合計を記載しています。

(注4) 騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

(注5) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注6) ファンドにベンチマークは設定されていません。

■1口当たりの純資産価格の主な変動要因

当期中、1口当たりの純資産価格に変動はありませんでした。

■分配金について

当期(2014年11月1日～2015年10月31日)の各月の再投資日に再投資された1口当たりの分配金(税引前)は、それぞれ以下のとおりです。

米ドル・ポートフォリオ

(金額:米ドル)

再投資日	1口当たりの純資産価格	1口当たりの分配金額 (対1口当たりの純資産価格比率 ^(注))
2014年11月27日	0.01	0.00000067 (0.0067)
12月29日	0.01	0.00000072 (0.0072)
2015年1月29日	0.01	0.00000068 (0.0068)
2月26日	0.01	0.00000066 (0.0066)
3月30日	0.01	0.00000085 (0.0085)
4月29日	0.01	0.00000091 (0.0091)
5月28日	0.01	0.00000090 (0.0090)
6月29日	0.01	0.00000097 (0.0097)
7月30日	0.01	0.00000094 (0.0094)
8月27日	0.01	0.00000079 (0.0079)
9月29日	0.01	0.00000096 (0.0096)
10月29日	0.01	0.00000092 (0.0092)

(注) 「対1口当たりの純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たりの純資産価格比率(%) = $100 \times a / b$

a = 当該再投資日に再投資された1口当たりの分配金額

b = 当該再投資日における1口当たりの純資産価格 + 当該再投資日に再投資された1口当たりの分配金額
以下同じです。

英ポンド・ポートフォリオ

(金額：英ポンド)

再投資日	1口当たりの純資産価格	1口当たりの分配金額 (対1口当たりの純資産価格比率)
2014年11月27日	0.01	0.00000168 (0.0168)
12月29日	0.01	0.00000190 (0.0190)
2015年1月29日	0.01	0.00000173 (0.0173)
2月26日	0.01	0.00000165 (0.0165)
3月30日	0.01	0.00000186 (0.0186)
4月29日	0.01	0.00000179 (0.0179)
5月28日	0.01	0.00000176 (0.0176)
6月29日	0.01	0.00000192 (0.0192)
7月30日	0.01	0.00000189 (0.0189)
8月27日	0.01	0.00000172 (0.0172)
9月29日	0.01	0.00000211 (0.0211)
10月29日	0.01	0.00000189 (0.0189)

■投資環境について

米ドル・ポートフォリオ

当期中、上半期においてはさほど大きな成長は見られなかったものの、米国経済はプラス成長を続けました。一方で、この厳しい局面は、長期的に経済に影響を与えるほど深刻なものではなく、当期第3四半期中には順調に回復しました。投資運用会社は、とりわけ失業率が改善を続けたこともあり、このような回復傾向が次の会計年度も続くと思われています。

当期中、米国では、主に利上げの時期および個人消費主導の景気回復の状況が注目されました。これらの問題は、景気低迷や、深刻な低インフレを引き起こしかねない物価下落等の問題と相俟って、米国債市場の不安定性をもたらしました。この影響はとりわけ、長期債よりも利回りの上昇している短期債において顕著に現われました。米国の消費者心理に一定の回復が見られたことで、今後の賃上げへの期待感も強まりました。

米連邦準備制度理事会(FED)は、当期中、フェデラルファンド・レートの誘導目標を据え置きました。FEDが、米国経済および世界経済の成長を重視したためです。

英ポンド・ポートフォリオ

当期の英国経済は、個人消費の拡大により国内総生産(GDP)の成長が持続的に促進されたこと、また、先に実施された量的緩和および低金利による効果が引き続き国内経済に浸透したことに伴い回復し、引き続き強化されました。雇用情勢は改善されたため、当分の間懸念される状況にはありません。

イングランド銀行の金融政策委員会(MPC)は、当期中、政策金利を0.5%で据え置きました。英国の政策金利は、0.5%で当期末を迎えました。当期上半期の英ポンド相場は、英国経済が期待されたほど好調ではなかったことから下落し、また、利上げは2016年に大きくずれ込みました。しかし、当期第3四半期に入ると、より前向きな経済状況を受けて利上げの実施が再度進められると見込まれ、英ポンド相場は上昇し、期初とほぼ同じ水準に戻りました。

■ポートフォリオについて

米ドル・ポートフォリオ

投資運用会社は、長期債利回りの小幅な上昇を受けて、残存期間が概ね2か月超で、かつ高格付の米ドル建コマーシャル・ペーパー(CP)を中心とする運用を行いました。投資運用会社は、信用リスクの低下を勘案し、当期中、主として4か月物のユーロCPに投資しました。

英ポンド・ポートフォリオ

投資運用会社は、当期期初段階でのイールド・カーブのスティープ化を受けて、残存期間が概ね3か月と4か月で、かつ高格付の英ポンド建コマーシャル・ペーパー(CP)を中心とする運用を行いました。投資運用会社は、信用リスクの低下を勘案し、当期下半期には、主として4か月物のユーロCPに投資しました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券等の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況」の「(3)投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

当面の間、投資方針に変更はありません。また、投資運用会社は、今後も、主として3か月物と4か月物のユーロCPに投資するとの従来の投資戦略に従う方針です。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要 ^(注1)	
管理報酬 ^(注2)	当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.06%を上限とします。 ただし、以下の最低固定支払額があります。 米ドル・ポートフォリオ： 四半期毎に最低5,500米ドル 英ポンド・ポートフォリオ： 四半期毎に最低3,300英ポンド	管理会社としての活動に対する報酬およびオルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての活動に対する報酬
投資運用報酬	当該四半期中の日々の純資産総額の平均額の年率0.18%を上限とします。 ただし、以下の年間最低報酬があります。 英ポンド・ポートフォリオ： 年間最低報酬36,000英ポンド	ファンド資産の投資顧問・運用業務への対価
保管受託銀行の報酬	日々の純資産総額の平均額の年率0.032%を上限とする保管報酬および各ファンドの純資産総額の平均額から、各四半期末に支払われる年率0.008%(該当ある場合には、付加価値税を加えます。)を上限とする監督報酬およびモニタリング報酬	ファンド資産の保管業務への対価
日本における販売会社報酬	日々の純資産額の平均額の年率0.30%を上限とします。	日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務への対価
代行協会員報酬	ありません。	—
その他の費用(当期) ^(注3)	米ドル・ポートフォリオ： 0.05% 英ポンド・ポートフォリオ： 0.07%	弁護士および監査人の報酬(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)ならびに一切の税金等

(注1)各報酬については、目論見書に定められている料率を記載しています。

(注2)登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社、会社事務代行会社および外部評価会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.035%を上限とする管理事務代行報酬(四半期毎に最低3,205米ドル(米ドル・ポートフォリオ)および1,925英ポンド(英ポンド・ポートフォリオ)を、管理会社より受領します。
管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換事務代行業務、管理事務・支払事務・会社事務代行業務、評価業務およびファンド証券の純資産価格の計算等の業務への対価として支払われます。

(注3)「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、各ファンドの当期のその他の費用の金額を各ファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 運用実績

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

米ドル・ポートフォリオ

(2016年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	40,795,516.12	8.16
	スウェーデン	39,996,103.88	8.00
	オーストラリア	39,960,794.77	8.00
	フィンランド	39,946,300.74	7.99
	韓国	39,916,204.46	7.99
	シンガポール	39,913,811.95	7.99
譲渡可能定期預金証書	イギリス	119,873,858.90	23.99
小計		360,402,590.82	72.12
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		139,330,013.03	27.88
合計		499,732,603.85 (約60,403百万円)	100.00

英ポンド・ポートフォリオ

(2016年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (英ポンド)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	1,998,389.45	15.05
	スウェーデン	999,862.11	7.53
	フランス	999,835.98	7.53
	オーストラリア	999,111.13	7.53
	フィンランド	998,796.10	7.52
	シンガポール	998,508.42	7.52
	韓国	998,220.13	7.52
譲渡可能定期預金証書	イギリス	2,997,215.61	22.57
小計		10,989,938.93	82.77
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,287,216.26	17.23
合計		13,277,155.19 (約2,305百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(イ) 米ドル・ポートフォリオ (全銘柄)

(2016年1月末日現在)

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(米ドル)			投資比率 (%)
						額面金額	取得金額	時価	
1	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL CP	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	—	2016/2/16	40,800,000.00	40,762,538.42	40,795,516.12	8.16
2	MITSUBISHI UFJ TRUST & BANKING CO	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	—	2016/2/8	40,000,000.00	39,948,134.01	39,997,048.28	8.00
3	SBAB STATENS BOSTADSFINANSI ER CP	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	スウェー デン	—	2016/2/10	40,000,000.00	39,960,173.03	39,996,103.88	8.00
4	MACQUARIE BANK LIMITED CP	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	オースト ラリア	—	2016/3/29	40,000,000.00	39,937,409.20	39,960,794.77	8.00
5	KOREA DEVELOPMENT BANK (LONDON)	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	—	2016/4/18	40,000,000.00	39,927,697.59	39,954,737.52	8.00
6	POHJOLA BANK CP	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィン ランド	—	2016/4/21	40,000,000.00	39,941,602.05	39,946,300.74	7.99
7	SUMITOMO MITSUI TRUST&BANKING (LONDON) CD	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	—	2016/5/6	40,000,000.00	39,905,667.44	39,922,073.10	7.99
8	EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA CP	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	韓国	—	2016/5/16	40,000,000.00	39,902,637.56	39,916,204.46	7.99
9	STANDARD CHARTERED BANK CP	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	シンガ ポール	—	2016/5/12	40,000,000.00	39,896,745.01	39,913,811.95	7.99

(ロ) 英ポンド・ポートフォリオ (全銘柄)

(2016年1月末日現在)

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(英ポンド)			投資比率 (%)
						額面金額	取得金額	時価	
1	MITSUBISHI UFJ TRUST & BANKING CO	譲渡可能定期預金証書	イギリス	—	2016/2/8	1,000,000.00	998,049.29	999,888.98	7.53
2	SBAB STATENS BOSTADSFINANSIER CP	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	スウェーデン	—	2016/2/10	1,000,000.00	998,590.48	999,862.11	7.53
3	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL CP	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	—	2016/2/12	1,000,000.00	998,628.19	999,835.98	7.53
4	DEUTSCHE ZENTRAL GENOSSENSCHAFT BANK AG ECP	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	—	2016/3/10	1,000,000.00	998,552.24	999,438.62	7.53
5	MACQUARIE BANK LIMITED CP	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	—	2016/3/29	1,000,000.00	998,580.92	999,111.13	7.53
6	KOREA DEVELOPMENT BANK (LONDON)	譲渡可能定期預金証書	イギリス	—	2016/4/18	1,000,000.00	998,385.08	998,989.03	7.52
7	DEKABANK CP	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	—	2016/4/6	1,000,000.00	998,563.44	998,950.83	7.52
8	POHJOLA BANK CP	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フィンランド	—	2016/4/21	1,000,000.00	998,690.76	998,796.10	7.52
9	STANDARD CHARTERED BANK CP	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	シンガポール	—	2016/5/12	1,000,000.00	998,213.06	998,508.42	7.52
10	SUMITOMO MITSUI TRUST&BANKING (LONDON) CD	譲渡可能定期預金証書	イギリス	—	2016/5/6	1,000,000.00	997,987.62	998,337.60	7.52
11	EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA CP	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	韓国	—	2016/5/16	1,000,000.00	997,931.96	998,220.13	7.52

② 投資不動産物件
該当事項なし。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項なし。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

下記会計年度末および2016年1月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

米ドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第9会計年度末 (2006年10月末日)	377,550	45,634	0.01	1
第10会計年度末 (2007年10月末日)	429,142	51,870	0.01	1
第11会計年度末 (2008年10月末日)	527,537	63,763	0.01	1
第12会計年度末 (2009年10月末日)	537,301	64,944	0.01	1
第13会計年度末 (2010年10月末日)	591,791	71,530	0.01	1
第14会計年度末 (2011年10月末日)	588,674	71,153	0.01	1
第15会計年度末 (2012年10月末日)	570,105	68,909	0.01	1
第16会計年度末 (2013年10月末日)	708,718	85,663	0.01	1
第17会計年度末 (2014年10月末日)	664,281	80,292	0.01	1
第18会計年度末 (2015年10月末日)	603,847	72,987	0.01	1
2015年2月末日	645,726	78,049	0.01	1
3月末日	633,294	76,546	0.01	1
4月末日	621,219	75,087	0.01	1
5月末日	605,174	73,147	0.01	1
6月末日	608,377	73,535	0.01	1
7月末日	609,127	73,625	0.01	1
8月末日	618,969	74,815	0.01	1
9月末日	609,225	73,637	0.01	1
10月末日	603,847	72,987	0.01	1
11月末日	586,289	70,865	0.01	1
12月末日	502,600	60,749	0.01	1
2016年1月末日	499,733	60,403	0.01	1

英ポンド・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千英ポンド	百万円	英ポンド	円
第9会計年度末 (2006年10月末日)	22,284	3,868	0.01	2
第10会計年度末 (2007年10月末日)	18,485	3,208	0.01	2
第11会計年度末 (2008年10月末日)	19,147	3,323	0.01	2
第12会計年度末 (2009年10月末日)	26,269	4,560	0.01	2
第13会計年度末 (2010年10月末日)	24,741	4,294	0.01	2
第14会計年度末 (2011年10月末日)	21,562	3,743	0.01	2
第15会計年度末 (2012年10月末日)	20,768	3,605	0.01	2
第16会計年度末 (2013年10月末日)	24,819	4,308	0.01	2
第17会計年度末 (2014年10月末日)	18,769	3,258	0.01	2
第18会計年度末 (2015年10月末日)	16,280	2,826	0.01	2
2015年2月末日	18,517	3,214	0.01	2
3月末日	18,126	3,146	0.01	2
4月末日	17,895	3,106	0.01	2
5月末日	17,538	3,044	0.01	2
6月末日	17,332	3,008	0.01	2
7月末日	17,086	2,966	0.01	2
8月末日	16,732	2,904	0.01	2
9月末日	16,539	2,871	0.01	2
10月末日	16,280	2,826	0.01	2
11月末日	15,531	2,696	0.01	2
12月末日	14,053	2,439	0.01	2
2016年1月末日	13,277	2,304	0.01	2

② 分配の推移

ファンド証券の1口当たりの純資産価格を米ドル・ポートフォリオおよび英ポンド・ポートフォリオについて、それぞれ0.01米ドルおよび0.01英ポンドに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終取引日に、（当該最終取引日の直前の日（当日を含む。）までに）宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者の関係国において支払われる分配金についての源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定される各ファンドの1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつき当該ファンドの証券が発行される。

以下は2016年1月までの1年間における前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金（源泉課税後）の額を表示した。

	米ドル・ポートフォリオ	英ポンド・ポートフォリオ
最終営業日	100口当たり分配金累計（源泉課税後）	
	米ドル	英ポンド
2015年2月26日	0.000052	0.000133
3月30日	0.000066	0.000150
4月28日	0.000072	0.000145
5月28日	0.000070	0.000142
6月29日	0.000075	0.000155
7月30日	0.000073	0.000153
8月27日	0.000058	0.000139
9月29日	0.000076	0.000170
10月29日	0.000073	0.000153
11月27日	0.000083	0.000157
12月29日	0.000075	0.000128
2016年1月28日	0.000128	0.000137

下記会計年度における前記月次分配金（源泉課税後）の単純合計は、以下のとおりである。

	米ドル・ポートフォリオ	英ポンド・ポートフォリオ
	100口当たり分配金合計（源泉課税後）	
	米ドル	英ポンド
第9会計年度	0.031990	0.031846
第10会計年度	0.036247	0.038941
第11会計年度	0.022126	0.037843
第12会計年度	0.007110	0.007212
第13会計年度	0.002127	0.002306
第14会計年度	0.001341	0.002714
第15会計年度	0.001421	0.002487
第16会計年度	0.000684	0.001378
第17会計年度	0.000643	0.001576
第18会計年度	0.000777	0.001767

③ 収益率の推移

会計年度	収益率 (注)	
	米ドル・ポートフォリオ	英ポンド・ポートフォリオ
第9会計年度 (2006年10月末日)	3.1990%	3.1846%
第10会計年度 (2007年10月末日)	3.6247%	3.8941%
第11会計年度 (2008年10月末日)	2.2126%	3.7843%
第12会計年度 (2009年10月末日)	0.7110%	0.7212%
第13会計年度 (2010年10月末日)	0.2127%	0.2306%
第14会計年度 (2011年10月末日)	0.1341%	0.2714%
第15会計年度 (2012年10月末日)	0.1421%	0.2487%
第16会計年度 (2013年10月末日)	0.0684%	0.1378%
第17会計年度 (2014年10月末日)	0.0643%	0.1576%
第18会計年度 (2015年10月末日)	0.0777%	0.1767%

(注) ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出された。なお、収益率の計算に際し用いた分配金は、源泉徴収税を控除したものである。

$$\text{収益率 (\%)} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 当該会計年度末の1口当たり純資産価格 (当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格 (分配落の額)

(4) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は、以下のとおりである。

米ドル・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	期末発行済口数
第9会計年度	61,599,733,703 (61,599,733,703)	59,252,929,754 (59,252,929,754)	37,754,974,006 (37,754,974,006)
第10会計年度	70,184,732,469 (70,184,732,469)	65,025,540,318 (65,025,540,318)	42,914,166,157 (42,914,166,157)
第11会計年度	56,250,014,633 (56,250,014,633)	46,410,493,616 (46,410,493,616)	52,753,687,174 (52,753,687,174)
第12会計年度	36,804,914,255 (36,804,914,255)	35,828,542,861 (35,828,542,861)	53,730,058,568 (53,730,058,568)
第13会計年度	54,363,101,744 (54,363,101,744)	48,914,061,748 (48,914,061,748)	59,179,098,564 (59,179,098,564)
第14会計年度	60,477,426,295 (60,477,426,295)	60,789,142,011 (60,789,142,011)	58,867,382,848 (58,867,382,848)
第15会計年度	43,137,600,262 (43,137,600,262)	44,994,466,736 (44,994,466,736)	57,010,516,374 (57,010,516,374)
第16会計年度	84,980,681,591 (84,980,681,591)	71,119,404,115 (71,119,404,115)	70,871,793,850 (70,871,793,850)
第17会計年度	86,618,381,980 (86,618,381,980)	91,062,090,974 (91,062,090,974)	66,428,084,856 (66,428,084,856)
第18会計年度	89,073,573,272 (89,073,573,272)	95,116,961,244 (95,116,961,244)	60,384,696,884 (60,384,696,884)

英ポンド・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	期末発行済口数
第9会計年度	316,165,251 (316,165,251)	945,808,664 (945,808,664)	2,228,387,863 (2,228,387,863)
第10会計年度	412,629,302 (412,629,302)	792,507,122 (792,507,122)	1,848,510,043 (1,848,510,043)
第11会計年度	1,267,730,362 (1,267,730,362)	1,201,525,996 (1,201,525,996)	1,914,714,409 (1,914,714,409)
第12会計年度	1,246,563,559 (1,246,563,559)	534,342,842 (534,342,842)	2,626,935,126 (2,626,935,126)
第13会計年度	986,631,981 (986,631,981)	1,139,456,862 (1,139,456,862)	2,474,110,245 (2,474,110,245)
第14会計年度	353,630,689 (353,630,689)	671,555,428 (671,555,428)	2,156,185,506 (2,156,185,506)
第15会計年度	332,984,156 (332,984,156)	412,327,979 (412,327,979)	2,076,841,683 (2,076,841,683)
第16会計年度	2,541,062,931 (2,541,062,931)	2,135,958,286 (2,135,958,286)	2,481,946,328 (2,481,946,328)
第17会計年度	432,004,075 (432,004,075)	1,037,044,361 (1,037,044,361)	1,876,906,042 (1,876,906,042)
第18会計年度	261,266,901 (261,266,901)	510,192,618 (510,192,618)	1,627,980,325 (1,627,980,325)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻しおよび期末発行済口数である。

Ⅲ. 純資産額計算書

米ドル・ポートフォリオ

(2015年10月末日現在)

		米ドル	千円
I.	資産総額	604,068,682	73,013,782
II.	負債総額	221,713	26,798
III.	純資産総額 (I - II)	603,846,969	72,986,983
IV.	発行済口数	60,384,696,884口	
V.	1口当たりの純資産価格 (III/IV)	0.01	1円

英ポンド・ポートフォリオ

(2015年10月末日現在)

		英ポンド	千円
I.	資産総額	16,291,820	2,827,771
II.	負債総額	12,017	2,086
III.	純資産総額 (I - II)	16,279,803	2,825,685
IV.	発行済口数	1,627,980,325口	
V.	1口当たりの純資産価格 (III/IV)	0.01	2円

IV. ファンドの経理状況

(1) 貸借対照表

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

連結純資産計算書

2015年10月31日現在

(単位：サブ・ファンドの通貨および米ドル)

	注	米ドル・ポートフォリオ		英ポンド・ポートフォリオ		連結	
		米ドル	千円	英ポンド	千円	米ドル	千円
資産							
投資有価証券時価評価額	2.3	447,823,618	54,128,441	12,492,009	2,168,238	466,959,502	56,441,395
投資有価証券取得原価		447,598,402	54,101,219	12,481,246	2,166,370	466,717,798	56,412,180
現金預金		156,173,783	18,876,725	3,794,840	658,670	161,986,908	19,579,358
未収銀行利息		70,207	8,486	4,942	858	77,778	9,401
前払費用		1,074	130	29	5	1,119	135
資産合計		604,068,682	73,013,782	16,291,820	2,827,771	629,025,307	76,030,289
負債							
未払管理報酬およびA I F M報酬	4	19,284	2,331	1,045	181	20,885	2,524
未払投資運用報酬	5	49,170	5,943	3,171	550	54,027	6,530
未払専門家報酬		20,811	2,515	574	100	21,690	2,622
未払保管報酬	6	13,218	1,598	716	124	14,315	1,730
未払販売会社報酬	7	96,412	11,653	5,226	907	104,418	12,621
未払発行税	8	4,863	588	131	23	5,064	612
その他の未払金		17,955	2,170	1,154	200	19,723	2,384
負債合計		221,713	26,798	12,017	2,086	240,122	29,024
純資産		603,846,969	72,986,983	16,279,803	2,825,685	628,785,185	76,001,265
発行済受益証券		60,384,696,884口		1,627,980,325口			
1口当たり純資産価格		0.01米ドル	1円	0.01英ポンド	2円		

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

連結運用および純資産変動計算書

2015年10月31日終了年度

(単位：サブ・ファンドの通貨および米ドル)

	注	米ドル・ポートフォリオ		英ポンド・ポートフォリオ		連結	
		米ドル	千円	英ポンド	千円	米ドル	千円
期首現在純資産額*		664,280,849	80,291,626	18,769,060	3,257,746	693,032,234	83,766,806
収益							
定期預金利息		289,083	34,941	22,374	3,883	323,356	39,084
その他の収益	10	119,765	14,476	1,911	332	122,692	14,830
収益合計		408,848	49,417	24,285	4,215	446,048	53,914
費用							
管理報酬およびA I F M報酬	4	75,242	9,095	4,170	724	81,629	9,866
投資運用報酬	5	188,098	22,735	12,545	2,177	207,315	25,058
販売会社報酬	7	376,193	45,470	20,849	3,619	408,133	49,331
専門家報酬		101,356	12,251	3,000	521	105,951	12,806
保管報酬	6	51,566	6,233	2,858	496	55,944	6,762
発行税	8	61,294	7,409	1,717	298	63,923	7,726
その他の費用		164,690	19,906	6,787	1,178	175,086	21,163
費用合計		1,018,439	123,099	51,926	9,013	1,097,981	132,713
投資純損失		(609,591)	(73,681)	(27,641)	(4,798)	(651,933)	(78,799)
投資有価証券売却に係る実現純利益	12	1,247,977	150,843	67,369	11,693	1,351,177	163,317
当期実現純利益		1,247,977	150,843	67,369	11,693	1,351,177	163,317
投資有価証券に係る未実現評価利益／ (損失)の変動純額	13	54,048	6,533	719	125	55,149	6,666
運用による純資産の増加		692,434	83,694	40,447	7,020	754,393	91,183
受益証券発行による収益		890,735,733	107,663,228	2,612,669	453,481	894,737,950	108,146,976
受益証券買戻費用		(951,169,613)	(114,967,871)	(5,101,926)	(885,541)	(958,984,999)	(115,912,517)
		(60,433,880)	(7,304,643)	(2,489,257)	(432,060)	(64,247,049)	(7,765,541)
宣言された分配金	9	(692,434)	(83,694)	(40,447)	(7,020)	(754,393)	(91,183)
期末現在純資産		603,846,969	72,986,983	16,279,803	2,825,685	628,785,185	76,001,265

* 期首の連結残高は、2015年10月31日現在の為替レートを使用して合算されたものである。2014年10月31日現在の為替レートを使用して合算された場合の同期首の同残高は、694,590,985米ドルである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド
契約型投資信託
統計情報

	2015年10月31日終了年度		2014年10月31日終了年度		2013年10月31日終了年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
米ドル・ポートフォリオ						
期末現在発行済受益証券口数	60,384,696,884	口	66,428,084,856	口	70,871,793,850	口
期末現在純資産総額	603,846,969	72,986,983	664,280,849	80,291,626	708,717,939	85,662,737
期末現在受益証券1口当たり 純資産価格	0.01	1円	0.01	1円	0.01	1円
英ポンド・ポートフォリオ						
期末現在発行済受益証券口数	1,627,980,325	口	1,876,906,042	口	2,481,946,328	口
期末現在純資産総額	16,279,803	2,825,685	18,769,060	3,257,746	24,819,463	4,307,914
期末現在受益証券1口当たり 純資産価格	0.01	2円	0.01	2円	0.01	2円

外貨建マネー・マーケット・ファンド
契約型投資信託
財務書類に対する注記
2015年10月31日現在

注1. 概況

外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグの2010年12月17日法（改正済）のパートIIおよびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下、本注記において「AIFM法」という。）の規定により規制されるオープン・エンドの契約型アンブレラ・ファンド（以下「契約型投資信託」という。）である。ファンドは、CESR-10-049に定義される短期マネー・マーケット・ファンドとして運用される。

ファンドは、ルクセンブルグ法に基づき設立され、ミュンスバッハ L-5365、ガブリエル・リップマン通り 1Bに登記上の事務所を有し、AIFM法第2章に基づきファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社として行為する権限を付与された管理会社であるジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「JFML」という。）によって管理・運用される。2014年7月以降、管理会社の資本金は2,500,000ユーロであった。

ファンドは、1997年10月8日に効力を発生し、1997年11月10日にメモリアル C ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン紙（以下「メモリアル」という。）に公告されたファンドの約款（以下「約款」という。）に従って管理・運用される。約款の変更に関する通知は、メモリアルにおいて、2014年9月18日に公告された。2015年4月1日に効力を生じた直近の総約款は、商業登記簿（Registre de Commerce et des Sociétés）に届出が行われており、閲覧および複製を入手することができる。

2015年10月31日現在、外貨建マネー・マーケット・ファンドは、存続期限の定めなく設立されており、2つのサブ・ファンドを有している。

- － 米ドル・ポートフォリオ、1997年10月9日付で運用開始
- － 英ポンド・ポートフォリオ、1998年8月13日付で運用開始

2015年10月31日現在、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、以下のファンドの管理会社に任命されている。

- － アラムコ・グローバル・ファンド
- － DIAMファンド
- － DLIBJオープン・ファンド
- － 外貨建マネー・マーケット・ファンド
- － グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド
- － コリア・プライム・ファンド
- － みずほ・ファンド・シリーズ
- － NAMインベストメント・ファンド
- － NAMアンブレラ・ファンド
- － ニッコウAMインベストメント・トラスト（ルクセンブルグ）

- － ニッコウAMワールド・ファンズ
- － ヌーベル・エポック・アンブレラ・ファンド
- － TMAアンブレラ・ファンド
- － 東京マリン・ファンド

注2. 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの規則に従って作成されている。

2.2 連結財務書類

連結純資産計算書、連結運用および純資産変動計算書は、個々のサブ・ファンドの純資産計算書および運用計算書の合計を表しており、年度末現在の実勢為替レートで米ドルに換算されている。

2.3 有価証券への投資

各サブ・ファンドの組入証券は、これら有価証券の均等償却法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。各ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に監視される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社は、ファンドの英文目論見書に記載される調整的措置を行う。

2.4 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで換算されている。

外国為替取引における利益および損失は、当期の損益を決定する運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

2.5 共通費の割当

各サブ・ファンドについて共通して発生した費用は、各サブ・ファンドの間で純資産に応じて比例配分される。

注3. 2015年10月31日現在の実勢為替レート

2015年10月31日現在の以下の為替レートが使用されている。

1 英ポンド	=	1.53185米ドル
1 日本円	=	0.0082953131米ドル

注4. 管理報酬およびA I F M報酬

管理会社は、各ポートフォリオの純資産から、四半期毎に当該四半期中の各ポートフォリオの日々の平均純資産総額の最大年率0.06%で支払われる管理報酬（四半期毎に最低5,500米ドル（米ドル・ポートフォリオ）および3,300英ポンド（英ポンド・ポートフォリオ）を受領する権利を有する。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2015年10月31日に終了した会計年度に適用された平均料率は、以下のとおりである。

－ 米ドル・ポートフォリオ	0.0112%
－ 英ポンド・ポートフォリオ	0.0229%

注5. 投資運用報酬

米ドル・ポートフォリオ

投資運用会社は、当該四半期中のサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額に基づき四半期毎に計算された、サブ・ファンドの資産から四半期毎に米ドルで後払いされる投資運用報酬を受領する権利を有する。

－ 2億米ドル以下	年率0.18%
－ 2億米ドル超 5億米ドル以下	年率0.15%
－ 5億米ドル超 20億米ドル以下	年率0.10%
－ 20億米ドル超	年率0.09%

英ポンド・ポートフォリオ

投資運用会社は、投資運用会社が当該報酬を受領する権利を放棄する場合を除いて、当該四半期中のサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額に基づき四半期毎に計算された、サブ・ファンドの資産から四半期毎に英ポンドで後払いされる投資運用報酬を受領する権利を有する。

－ 1億2千万英ポンド以下	年率0.18%
－ 1億2千万英ポンド超 3億英ポンド以下	年率0.15%
－ 3億英ポンド超 12億英ポンド以下	年率0.10%
－ 12億英ポンド超	年率0.09%

年間最低報酬を36,000英ポンドとする。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2015年10月31日に終了した会計年度に適用された平均料率は、以下のとおりである。

－ 米ドル・ポートフォリオ	0.0266%
－ 英ポンド・ポートフォリオ	0.0687%

注6．保管報酬

保管受託銀行は、四半期毎に支払われる各サブ・ファンドの日々の純資産総額の平均の最大で年率0.032%の保管報酬、ならびに最大で年率0.008%の監督報酬およびモニタリング報酬を受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該サブ・ファンドが負担する。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2015年10月31日に終了した会計年度に適用された平均料率は、以下のとおりである。

－ 米ドル・ポートフォリオ保管報酬	0.0059%
－ 米ドル・ポートフォリオ監督報酬およびモニタリング報酬	0.0015%
－ 英ポンド・ポートフォリオ保管報酬	0.0122%
－ 英ポンド・ポートフォリオ監督報酬およびモニタリング報酬	0.0031%

注7．販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンド資産から、四半期毎に支払われる当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の最大で年率0.30%の報酬を受領する権利を有する。販売会社間の配分は、当該販売会社により、関連する四半期中に販売された各サブ・ファンドの日々の発行済受益証券残高の平均に基づいて決定される。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2015年10月31日に終了した会計年度に適用された平均料率は、以下のとおりである。

－ 米ドル・ポートフォリオ	0.0558%
－ 英ポンド・ポートフォリオ	0.1145%

注8．税制

ファンドは課税上、ルクセンブルグの法律の対象となっている。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法令により、ファンドは、当該四半期末日現在の純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる、年率0.01%の純資産額に対する年次税の対象となっている。

組入有価証券へのファンドの投資から生じる収益は、当該有価証券の発行国において源泉徴収される源泉税の対象となることがあり、かかる源泉税は必ずしも還付可能ではないことがある。

注9．分配金

管理会社は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産額を、その投資方針において特定した金額に維持するために必要な額の分配金を毎日宣言することを意図している。各サブ・ファンドの発行済受益証券に関する分配金は、受益証券の支払日から（当日を含む。）当該受益証券の払戻日（当日を除く。）の年度について発生している。

毎月の最終取引日に、宣言・発生済（最終取引日の直前を含む当該日まで）および未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者関係諸国の分配金について支払われる源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定される各サブ・

ファンドの1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつき当該サブ・ファンドの受益証券が発行される。

販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資に代えて、小切手または銀行送金により、現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国において適用される外国為替管理法令に従うものとする。

注10. 報酬補償

ファンドにより管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および日本における代行協会員（以下「関係法人」という。）に支払われる報酬ならびにファンドにより他の取引相手方および／または業務提供者に対し支払われる報酬および費用は、ファンドの投資方針に詳述されるとおり、受益証券1口当たりの純資産価格を可能な限り一定に維持するため、関係法人間での書面による合意により、随時、当該関係法人により減額および／または費用負担されることがある。かかる報酬補償は、2015年10月31日に終了した年度においては発生していない。

注11. 取引費用

2014年11月1日から2015年10月31日までの期間にファンドに発生した取引費用は、譲渡性のある証券、金融派生商品またはその他の適格資産の購入または買戻しに関連する。取引費用には、手数料、決済報酬、仲介報酬、保管取引報酬が含まれる。2014年11月1日から2015年10月31日までの年度に発生した取引費用は、運用計算書における「その他の費用」に記載されており、以下のとおりである。

- － 米ドル・ポートフォリオ 18.84米ドル
 - － 英ポンド・ポートフォリオ 9.10英ポンド
- すべての取引費用が個別に識別可能なわけではない。

注12. 投資有価証券の売却に係る実現純損益

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、売却有価証券の平均原価に基づいて決定される。

2015年10月31日に終了した年度における各サブ・ファンドの投資有価証券に係る実現損益の内訳は、以下のとおりである。

	外貨建マネー・マーケット・ ファンドー 米ドル・ポートフォリオ	外貨建マネー・マーケット・ ファンドー 英ポンド・ポートフォリオ
	米ドル	英ポンド
投資有価証券の売却に係る実現利益	1,247,977	67,369
投資有価証券の売却に係る実現損失	—	—
投資有価証券の売却に係る実現純損益 合計	1,247,977	67,369

注13. 投資有価証券に係る未実現評価利益／(損失) の変動純額

2015年10月31日に終了した年度における投資有価証券に係る未実現評価利益／(損失) の変動額の
内訳は、以下のとおりである。

	外貨建マネー・マーケット・ ファンドー 米ドル・ポートフォリオ	外貨建マネー・マーケット・ ファンドー 英ポンド・ポートフォリオ
	米ドル	英ポンド
投資有価証券に係る未実現評価利益の 変動額	54,048	719
投資有価証券に係る未実現評価損失の 変動額	—	—
投資有価証券に係る未実現評価利益／ (損失) の変動純額合計	54,048	719

外貨建マネー・マーケット・ファンド
契約型投資信託
未監査情報

当期中、その非流動的な性質により特別な取決めの対象となっているA I Fの資産の比率は0%であった。

当期中、A I Fの流動性の管理に関する新たな取決めはなかった。

報酬：

A I FMDの要件に基づき、J FMLは、関連するステークホルダーにより定期的に更新され、また取締役会により最終的な確認を受けて承認された報酬方針を詳細に定めている。

これに伴い、特に、重要なリスクテイクヤーとして認定された2名のスタッフのため、報酬に関するすべての要件が分析された。これらの要件を充足するため、J FMLは、以下の要素を考慮に入れることを決定した。

- －小規模な組織（2015会計年度においては8名のスタッフ）
- －認定されたスタッフの限定的な範囲（2015会計年度においては2名の認定されたスタッフ）
- －運用におけるファンドの性格
- －A I Fの投資戦略の低い複雑性

このように、A I FMとしてのJ FMLの仕組みにとって適切な方法で規則に対応するため、人事部（以下「人事部」という。）は、J FMLの取締役会とともに、すべての報酬要件（A I FMD：第22(2)(e)条ならびに第22(2)(f)条およびレベルII規則第107(1)条ないし第107(4)条）を作成した。すべてのこれらの情報は、機密保持のために人事部に保管される。これらは、各投資家からの要請に応じた協議において利用できるように備置される。各要請は、A I FMの2名のコンダクティング・オフィサーにより予備的に審査される。

レバレッジ

A I FM法に従い、2015年10月31日（報告期間の最終日現在）のレバレッジ水準は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	NAVに対する割合で示す、コミットメント法に基づき算出されるレバレッジ額	NAVに対する割合で示す、グロス法に基づき算出されるレバレッジ額
外貨建マネー・マーケット・ファンド －米ドル・ポートフォリオ	100	100
外貨建マネー・マーケット・ファンド －英ポンド・ポートフォリオ	100	100

現在のリスク特性

A I Fの現在のリスク特性は、以下の表に要約されるとおりである。

ファンド名	主要な投資戦略	評価頻度	コミットメント・レバレッジ		グロス・レバレッジ		市場リスク	信用リスク	取引相手方リスク	流動性リスク	オペレーショナル・リスク	評価リスク
			コミットメント・レバレッジ水準	上限 (NAVに対する割合 (%))	グロス・レバレッジ水準	上限 (NAVに対する割合 (%))						
外貨建マネー・マーケット・ファンドー米ドル・ポートフォリオ	マネー・マーケット商品	毎日	100	125	100	120	低	低	低	中	低	低
外貨建マネー・マーケット・ファンドー英ポンド・ポートフォリオ	マネー・マーケット商品	毎日	100	125	100	120	低	低	低	中	低	低

管理会社が当該リスクを管理するために採用しているリスク管理システム

J F M Lは、管理会社としての地位において、リスク管理がその中核業務であり、リスクに対するかかる姿勢により、各A I Fに影響を及ぼし得るすべての要因の潜在的なプラス面およびマイナス面を理解し管理する継続的な取り組みが推進されることを十分に認識している。それにより、A I Fの全体的な投資目的の達成における成功の見込みが上昇し、失敗の見込みおよび不確実性が低下する。

管理会社は、リスク管理の重要性を認識しており、リスク管理をさらに重視し、以下のような方針を展開した。

- * 管理会社の事業の性質、規模および複雑性ならびに管理会社が実施するすべての活動に応じる方針。
- * 恒久的に機能し、適切に人材を配置する方針。
- * 定期的に評価および監視される方針。
- * 文化、慣行および組織または環境の変化を反映するために継続的に更新される方針。

リスク管理部門の役割

管理会社のリスク管理部門は、ポートフォリオ管理部門を含む運用ユニットから機能的かつ階層的に独立しているものとみなされる。リスク管理部門は、リスク管理を担当する管理会社のコンダクティング・オフィサーに直接報告を行う。リスク管理部門は、主に以下の3つの責任を負っている。

- i) 各A I Fの全リスクおよび当該リスクの構成要素を評価および数値化すること。
- ii) A I FをA I Fの目論見書にその概要が記載されるリスク特性と一致するよう確保するために適切とみなされる措置を講じるように、投資運用会社に通知すること。
- iii) A I Fの目論見書に定義され、内部で合意されたリスクの上限および基準値を監視し、違反行為が生じた場合には是正措置を講じること。

システムおよびモデル

管理会社は、A I Fの詳細なリスク特性を毎日提供するため、独自のモデルおよびシステムと第三者のリスクモデルを併用している。リスク管理システムは、A I Fの全リスクおよび当該リスクをもたらす要因を評価することを追求する。リスク測定基準にはとりわけボラティリティおよびバリュー・アット・リスク (「V a R」) が含まれ、評価される要因には市場リスク、カントリー・リスク、セクター・リスク、時価総額リスク、流動性リスク、取引相手方リスクおよびレバレッジ・リスクが含まれ

る。当該特性およびその他の主要なエクスポージャーは、リスク管理チームによって独自のアプリケーションを通じて監視されている。現在、リスク測定基準および内部モデルにより提供されるリスクモデルならびに標準のリスクおよび流動性に関する報告は、ポートフォリオのリスク測定基準を設定するために、独自の報告システムにより使用されている。管理会社の独自のシステムにより、市場環境に依拠する特別かつ特定のリスク分析を実施することができる。リスク管理部門は、様々な方法、取決めおよび（平均日次売買高およびスプレッドを使用する）特定の流動性評価方法、一般のおよび例外的な流動性の条件下でのシナリオテストおよびストレステスト、ならびに例えば大量の買戻しが発生した場合の資金流動性リスクなどのその他の流動性リスク指標などの）流動性リスク要因を用いて流動性リスクを判断および評価する。

また、管理会社は、そのリスク評価方法を、総合的かつリスクに適したストレステスト・プログラムで補完している。ストレステストは日々実施されている。ストレステスト・プログラムは、関連する市場のパラメーターの予期せぬ変化によってAIFの価値が大幅に下落する可能性を評価することを目的としている。ストレステストは、AIFの価値または価値の変動に相当の影響を及ぼし得るあらゆるリスクを対象としている。最後に、モデルの適切性およびリスク管理システムの適切なパラメーター化について検証するため、バックテストが定期的実施される。

リスク管理方針

管理会社は、管理会社が運用するAIFが晒されるまたは晒されることがあるすべてのリスクを見極める、適切かつ文書化されたリスク管理方針を確立し、実施し、また、維持している。リスク管理方針は、管理会社が運用する各AIFの市場リスク、流動性リスク、取引相手方リスクおよび運用する各AIFに重大な影響を及ぼすことがあるその他の関連するすべてのリスク（オペレーショナル・リスクを含む。）を評価できるようにするために必要な手続で構成されている。リスク管理方針は、（i）一般のおよび例外的な流動性の条件下でAIFの流動性リスクを評価および監視するための方法、手段および取決め（定期的実施される流動性ストレステストの使用を含む。）、（ii）管理会社におけるリスク管理に関する責任配分、（iii）各AIFについて設定されたリスク特性およびリスク制限、ならびに（iv）常設のリスク管理部門による報告の条件、内容、頻度および宛先ならびにその独立性を確保し、その職務によって生じる可能性のある利益相反を管理するための保護措置について詳述したものである。

レバレッジ

当期中、レバレッジの限度に変更はなかった。

重要な変更

当該会計年度において、重要な変更はなかった。

(3) 投資有価証券明細表等

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

米ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在

(単位：米ドル)

額面	銘柄	通貨	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	時価の対 純資産比率 (%)
金融市場商品					
コマーシャル・ペーパー					
オーストラリア					
40,000,000	CREDIT SUISSE (SYDNEY BRANCH) (USD) ECP 21/12/15	米ドル	39,956,414	39,981,320	6.62
50,000,000	MACQUARIE BANK LIMITED CP (USD) 18/12/15	米ドル	49,959,589	49,978,684	8.28
	オーストラリア合計		89,916,003	89,960,004	14.90
デンマーク					
35,000,000	DANSKE BANK AS CP (USD) 18/12/15	米ドル	34,960,902	34,984,617	5.79
	デンマーク合計		34,960,902	34,984,617	5.79
フィンランド					
33,000,000	POHJOLA BANK PLC CP (USD) 13/11/15	米ドル	32,977,685	32,996,666	5.46
	フィンランド合計		32,977,685	32,996,666	5.46
スウェーデン					
50,000,000	SBAB STATENS BOSTADSFINANSIER CP (USD) 02/11/15	米ドル	49,948,816	49,999,140	8.28
	スウェーデン合計		49,948,816	49,999,140	8.28
イギリス					
50,000,000	MITSUBISHI CORPORATION FINANCE (USD) CP 11/12/15	米ドル	49,958,327	49,981,224	8.28
35,000,000	STANDARD CHARTERED BANK (USD) CP 06/01/16	米ドル	34,972,896	34,980,473	5.79
	イギリス合計		84,931,223	84,961,697	14.07
	コマーシャル・ペーパー合計		292,734,629	292,902,124	48.50
譲渡可能定期預金証書					
フランス					
35,000,000	BNP PARIBAS SA (FRANCE) (USD) CD 16/11/15	米ドル	34,974,430	34,995,648	5.80
	フランス合計		34,974,430	34,995,648	5.80
イギリス					
45,000,000	KOREA DEVELOPMENT BANK (LONDON) (USD) CD 03/12/15	米ドル	44,968,172	44,988,458	7.45
40,000,000	MITSUBISHI UFJ TRUST & BANKING CO (USD) CD 08/02/16	米ドル	39,948,134	39,957,833	6.62
35,000,000	NORINCHUKIN BANK LONDON (USD) CD 08/01/16	米ドル	34,973,037	34,979,555	5.79
	イギリス合計		119,889,343	119,925,846	19.86
	譲渡可能定期預金証書合計		154,863,773	154,921,494	25.66
	金融市場商品合計		447,598,402	447,823,618	74.16

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 米ドル・ポートフォリオ
 投資有価証券の業種別分類
 2015年10月31日現在
 (対純資産比率)

	対純資産率%
銀行・その他の金融機関	50.98
金融、投資およびその他の多角経営企業	16.56
ファイナンス	6.62
	<hr/>
	74.16
	<hr/>

投資有価証券の地域別分類
 2015年10月31日現在
 (対純資産比率)

	対純資産率%
イギリス	33.93
オーストラリア	14.90
スウェーデン	8.28
フランス	5.80
デンマーク	5.79
フィンランド	5.46
	<hr/>
	74.16
	<hr/>

外貨建マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 英ポンド・ポートフォリオ
 投資有価証券明細表
 2015年10月31日現在
 (単位：英ポンド)

額面	銘柄	通貨	取得原価 (英ポンド)	時価 (英ポンド)	時価の対 純資産比率 (%)
金融市場商品					
コマーシャル・ペーパー					
オーストラリア					
1,000,000	CREDIT SUISSE (SYDNEY BRANCH) (GBP) ECP 21/12/15	英ポンド	998,080	999,177	6.14
1,500,000	MACQUARIE BANK LIMITED CP (GBP) 18/12/15	英ポンド	1,497,872	1,498,877	9.20
	オーストラリア合計		<u>2,495,952</u>	<u>2,498,054</u>	<u>15.34</u>
デンマーク					
1,000,000	DANSKE BANK A/S (GBP) CP 18/12/15	英ポンド	998,232	999,304	6.14
	デンマーク合計		<u>998,232</u>	<u>999,304</u>	<u>6.14</u>
フィンランド					
1,000,000	POHJOLA BANK PLC CP (GBP) 13/11/15	英ポンド	998,786	999,819	6.14
	フィンランド合計		<u>998,786</u>	<u>999,819</u>	<u>6.14</u>
オランダ					
1,000,000	TOYOTA MOTOR FINANCE NL BV CP (GBP) 16/11/15	英ポンド	999,148	999,777	6.14
	オランダ合計		<u>999,148</u>	<u>999,777</u>	<u>6.14</u>
スウェーデン					
1,500,000	SBAB STATENS BOSTADSFINANSIER CP (GBP) 02/11/15	英ポンド	1,497,071	1,499,951	9.21
	スウェーデン合計		<u>1,497,071</u>	<u>1,499,951</u>	<u>9.21</u>
イギリス					
1,000,000	MITSUBISHI CORPORATION FINANCE (GBP) CP 11/12/15	英ポンド	998,606	999,372	6.14
1,000,000	STANDARD CHARTERED BANK CP (GBP) 06/01/16	英ポンド	998,651	999,028	6.14
	イギリス合計		<u>1,997,257</u>	<u>1,998,400</u>	<u>12.28</u>
	コマーシャル・ペーパー合計		<u>8,986,446</u>	<u>8,995,305</u>	<u>55.25</u>
譲渡可能定期預金証書					
イギリス					
1,500,000	KOREA DEVELOPMENT BANK (LONDON) (GBP) CD 03/12/15	英ポンド	1,498,095	1,499,309	9.21
1,000,000	MITSUBISHI UFJ TRUST & BANKING CO (GBP) CD 08/02/16	英ポンド	998,049	998,414	6.13
1,000,000	NORINCHUKIN BANK LONDON (GBP) CD 08/01/16	英ポンド	998,656	998,981	6.14
	イギリス合計		<u>3,494,800</u>	<u>3,496,704</u>	<u>21.48</u>
	譲渡可能定期預金証書合計		<u>3,494,800</u>	<u>3,496,704</u>	<u>21.48</u>
	金融市場商品合計		<u>12,481,246</u>	<u>12,492,009</u>	<u>76.73</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
英ポンド・ポートフォリオ
投資有価証券の業種別分類
 2015年10月31日現在
 (対純資産比率)

	対純資産率%
銀行・その他の金融機関	49.10
金融、投資およびその他の多角経営企業	21.49
ファイナンス	6.14
	76.73

投資有価証券の地域別分類
 2015年10月31日現在
 (対純資産比率)

	対純資産率%
イギリス	33.76
オーストラリア	15.34
スウェーデン	9.21
デンマーク	6.14
オランダ	6.14
フィンランド	6.14
	76.73

独立監査人報告書

外貨建マネー・マーケット・ファンド受益者各位

我々は外貨建マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2015年10月31日時点の連結純資産計算書、投資有価証券および同日に終了した年度の連結運用計算書、純資産変動計算書および重要な会計方針の要約、その他の財務書類に対する注記で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要件に従って、財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするための管理会社の取締役会の決定に必要な内部統制についての責任を負う。

公認の監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々はルクセンブルグの「金融監督委員会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は公認の監査人の判断によるものであり、詐欺的行為または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、公認の監査人は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。また、監査は採用されている会計基準の適切性および管理会社の取締役会によってなされた会計見積の合理性の評価とともに財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための満足かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの財務書類は、外貨建マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2015年10月31日現在の財政状態並びに同日に終了した年度の運用成績及び純資産の変動を、真実かつ適正に表示しているものと認める。

その他

年次報告書に含まれている補足情報は、我々の監査との関連においてのみ目を通したが、上記基準に従った特定の監査手続の対象ではない。従って、我々にかかる情報についての意見を表明するものではない。しかし、我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に申し述べる意見はない。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーペラティブ

ルクセンブルグ、2016年3月9日

代表

[署名]

ローラン・マークス



Audit Report

To the Unitholders of
Gaikadate Money Market Fund

We have audited the accompanying financial statements of Gaikadate Money Market Fund and of each of its Sub-funds, which comprise the combined statement of net assets and the statement of investments as at October 31, 2015 and the combined statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the AIFM for the financial statements

The Board of Directors of the AIFM is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the AIFM determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d’entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d’entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d’entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity’s preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity’s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the AIFM, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

*PricewaterhouseCoopers, Société coopérative, 2 rue Gerhard Mercator, B.P. 1443, L-1014 Luxembourg
T: +352 494848 1, F: +352 494848 2900, www.pwc.lu*

*Cabinet de révision agréé. Expert-comptable (autorisation gouvernementale n°10028256)
R.C.S. Luxembourg B 65 477 - TVA LU25482518*



We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

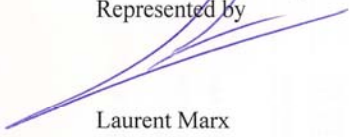
In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Gaikadate Money Market Fund and of each of its Sub-funds as of October 31, 2015, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, March 9, 2016



Laurent Marx

V. お知らせ

●報酬体系の明確化について

2015年4月1日付で、トラストの報酬体系が以下のとおり明確化されました。

旧	新
・ 保管報酬 四半期毎に各ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率 <u>0.04%</u> を上限とします。	・ 保管報酬 四半期毎に各ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率 <u>0.032%</u> を上限とします。 ・ <u>監督報酬およびモニタリング報酬</u> <u>四半期毎に各ファンドの純資産総額の平均額の年率0.008%を上限とします。</u>

●トラストに請求される費用の整理について

2015年4月1日付で、トラストに請求される費用が以下のとおり整理されました。

旧	新
登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社および所在地事務代行会社への報酬および費用	(削除)

●取引日の変更について

2015年4月1日付で、取引日が以下のとおり変更されました。

旧	新
取引日とは、i) ロンドン、 <u>フランクフルト</u> 、ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行営業日で、ii) <u>ロンドン証券取引所</u> 、 <u>フランクフルト証券取引所</u> および <u>ニューヨーク証券取引所</u> の取引日で、かつiii) 日本における証券会社の営業日をいいます。受益証券は、12月24日に発行または買い戻されません。	取引日とは、i) ロンドン、ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行営業日で、ii) <u>ロンドン証券取引所</u> および <u>ニューヨーク証券取引所</u> の取引日で、かつiii) 日本における証券会社の営業日をいいます。受益証券は、12月24日に発行または買い戻されません。

●運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供について

運用報告書（全体版）について電磁的方法により提供するための所要の約款の変更を行いました（2015年4月1日効力発生）。